(25)リサイクル率対象外とは

建設リサイクル関連様式の登録内の「建設副産物搬出計画一覧」画面で『再生資源利用促進率』(建設廃棄物の場合)、または『建設発生土有効利用率』(建設発生土の場合)に計上されない搬出先を選択した場合に警告メッセージ※として、25.リサイクル率対象外が表示されます。

※警告メッセージ:内容について間違いがないか確認が必要であることを伝えるメッセージ 数値に間違いがなければ修正の必要はありません



/! 【多く寄せられる問い合わせ例】

質問: 搬出先を『9.内陸処分』で登録したら、チェックリストに 25. リサイクル率対象外が表示される。

回答:選択されている搬出先によって表示される警告メッセージです。

対象資材の登録内容を確認し、『搬出先の種類』が誤っていれば修正をお願いします。

なお、搬出先は基本的に、<u>現場から最初にどこへ搬出し処理されたのか</u>ご登録いただいております。 最初に搬出した場所が再資源化施設等であれば、**『5.中間合外』**を選択します。

また、現場から直接処分場に搬出した等、内容が正しければ警告メッセージは表示されたままで問題ありません。

※修正については、念のため各発注機関にご確認をお願いいたします。

下記の<mark>赤文字項目</mark>の搬出先を選択した場合に「(25)リサイクル率対象外」が表示されます。

建設廃棄物の場合(旧コードは除く)

コード	略称	名称
1	1.売却	売却
2	2.他工事	他の工事現場
3	3.広域認定	広域認定制度による処理
4	4.中間合材	中間処理施設(アスファルト合材ブラント)
5	5.中間合外	中間処理施設(合材ブラント以外の再資源化施設)
6	6.サーマル	中間処理施設(サーマルリサイクル)
7	7.単純焼却	中間処理施設(単純焼却)
8	8.海面処分	廃棄物最終処分場(海面処分場)
9	9.内陸処分	廃棄物最終処分場(内陸処分場)

建設発生土の場合(旧コードは除く)

コード	略称	名称
1	1.売却	売却
2	2.他工(陸)	他の工事現場(内陸)
3	3.他工(海)	他の工事現場(海面)ただし、廃棄物最終処分場を除く
4	4.改プラ	土質改良ブラント
6	5.仮置(再)	工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)
7	6.仮置(無)	工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合)
9	7.採取跡地	採石場、砂利採取跡地等復旧事業
10	8.最終覆土	廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11	9.最終覆外	廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12	10.土捨場	十捨場·残十処分場

建設廃棄物 入力画面例



建設発生土 入力画面例

